

太子堂·若林地区

不燃化セミナー 平成29年度

間演会

専門家から学ぶ建替えのポイント

日時 平成 29 年 11月 30日 (木) 19:00~20:45 (開場18:30)

入場無料 予約不要





「太子堂・若林地区での建替えのポイント」



あらじ たけお 講**師:連 健夫**

建築家 一級建築士 一級建築施工管理技士 既存住宅状況調査技術者 首都大学東京・早稲田大学非常勤講師





「建替えの上手な資金計画」

まかもと あやこ 講師:坂本 綾子



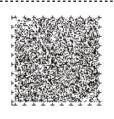
CFP® 認定者 (ファイナンシャル・プランナー) 1級ファイナンシャル・プランニング技能士

協力:日本FP協会東京支部



お問合世

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4 - 21 - 27 電話 03-5432-2871(直通) FAX03-5432-3055



不燃化特区の助成制度

のご案内



老朽建築物の建替えに伴う費用を助成します 建替え後が4戸までの共同住宅・長屋も助成対象となりました



東京防災公式 キャラクター 「防サイくん」 不燃化特区内*において、老朽建築物(耐用年数の2/3以上を経過した木造又は軽量鉄骨造の建築物)を除却し、不燃化建替えを行う場合、かかる費用の一部を助成します。

*区役所周辺地区は補助52号線沿道30メートルの範囲のみとなります。



平成30年3月1日より建替え助成の対象が見直されます。

詳しくは、表面の問合せ先までご連絡ください。

シミュレーションの一例

延べ床面積100㎡の建築物を除却した場合 除却工事費260万円が助成限度額 (100㎡×26,000円/㎡)



延べ床面積(地上1~3階)が100㎡の 準耐火建築物を新築する場合 建築設計141万6千円が助成限度額



合計401万6千円が助成限度額

その2

老朽建築物の解体除却費用を助成します

不燃化特区内において、老朽建築物(昭和56年5月31日までに着工された木造又は軽量鉄骨造の建築物及びそれに付属する工作物)の除却にかかる費用を助成します。



更地

シミュレーションの一例

延べ床面積100㎡の建築物を除却した場合 除却工事費260万円が助成限度額 (100㎡×26,000円/㎡)



403

建替え、除却に関するご相談(無料)ができます

老朽建築物の権利の移転や取壊し、建替えに関するご相談に対して、弁護士や税理士等の専門家がお答えします。



Z04

固定資産税・都市計画税の減免を受けられます

不燃化特区内において、老朽建築物の除却や不燃化建替えを 行った場合、<mark>最長5年間の固定資産税・都市計画税の減免</mark>を受 けられます。





不燃化特区の助成制度について 詳しくはこちらのQRコードから 世田谷区のホームページをご確認 ください。

登録番号(29)83

リサイクル適性 A この印刷物は、印刷用の紙ペリサイクルできます。